

ゴルファー保険

「ゴルファー保険」はゴルフ特約を付帯した賠償責任保険です。



安心をプラスしておもいきりプレイ!

【用語のご説明】

- 「ゴルフ」には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、バターゴルフなどゴルフ類似のスポーツを含みません。
- 「ゴルフ場」とは、ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、名目が何であるにかかわらず、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
- 「ゴルフ場敷地内」とは、ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室などの付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。

1 第三者に対する賠償責任 基本

(国内、国外の事故を補償)

ゴルフの練習、競技もしくは指導中に偶然な事故によって他人(キャディを含みます。)にケガをさせたり、他人のものを壊したりして法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金等をお支払いします。

2 ゴルファー自身の傷害 オプション

(国内、国外の事故を補償)

ゴルフ場またはゴルフ練習場敷地内において、ゴルフの練習、競技もしくは指導中に急激かつ偶然な外来の事故によってご自身(保険の対象となる方)がケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

3 ゴルフ用品の損害 オプション

(国内、国外の事故を補償)

ゴルフ場またはゴルフ練習場敷地内において、保険証券記載のゴルフ用品(被服類を含みます。)に生じた次の損害に対して保険金をお支払いします。ただし、保険金は各契約年度ごとに保険金額が限度となります。

- (1) ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に発生した場合に限ります。)
- (2) ゴルフクラブの破損・曲損
※保険金は時価額(同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、経過年数に応じた減価を控除した額)もしくは修理費を限度としてお支払いします。



4 ホールインワン・アルバトロス費用 オプション

(国内のみ)

※「ゴルファー自身の傷害」または「ゴルフ用品の損害」のいずれかまたはその両方を付帯される場合にお選びいただけます。

ホールインワンまたはアルバトロスを達成された場合に、そのお祝いとして実際に出費した次の費用をお支払いします。

- (1) 同伴競技者、友人などへの贈呈用記念品購入費用(記念品として作成したプリペイドカードを含みます。)
- (2) 祝賀会費用
- (3) ゴルフ場に対する記念植樹費用
- (4) 同伴キャディに対する祝儀
- (5) その他慣習として負担することが適当である費用。ただし、保険金額の10%を限度とします。

※上記(5)の費用としてご希望される場合は、弊社と提携する下記団体が実施している緑化事業に対する寄付をお支払いすることができます。詳しい内容につきましてはお近くの朝日火災へお問い合わせください。

<名称> 社団法人 ゴルファーの緑化促進協会の
<所在地> 〒106-0044 東京都港区東麻布1-7-3

(ご注意)

「ホールインワン・アルバトロス費用」については、他の保険契約等(注1)から保険金が出た場合には、次の算式によって算出した額をお支払いします。保険金額(ご契約金額)は合算されませんので、ご注意ください。

$$\text{支払限度額 (注2)} - \text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額} = \text{お支払いする保険金の額 (注3)}$$

- (注1) 他の保険契約等とは、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- (注2) それぞれの保険契約または共済契約のうち最も保険金額の高い保険契約または共済契約により、その契約において他の保険契約等がないものとした場合に支払われるべき金額をいいます。
- (注3) ホールインワン・アルバトロス費用保険金額(ご契約金額)を限度とします。

万一に備え充実の補償

ご契約タイプ 以下のタイプのほかにも保険金額(ご契約金額)は、各補償項目ごとに設定していただくことができます。詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

ご契約タイプ		A	B	C	
保険金額 (ご契約金額)	第三者賠償 (免責金額(自己負担額):0円)	1億円	8,000万円	5,000万円	
	ゴルフ身体傷害	410万円	340万円	210万円	
	ゴルフ用品	30万円	21万円	10万円	
	ホールインワン・ アルバトロス費用	50万円	30万円	20万円	
保険料 (一時払)	保険のご契約 期間 (保険期間)	1年	10,000円	6,500円	4,000円
		2年	18,520円	12,050円	7,400円
		3年	27,000円	17,560円	10,790円

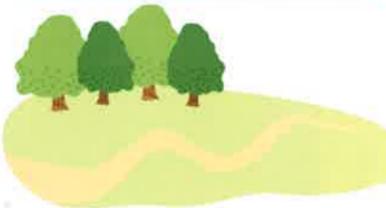
(注)「ゴルフ身体傷害」についての入院保険金および通院保険金の額は次のとおりとなります。(裏面の「お支払いする保険金」もご覧ください。)

入院保険金の額 = 「ゴルフ身体傷害」の保険金額 × 1.5 / 1,000 × 入院した日数
通院保険金の額 = 「ゴルフ身体傷害」の保険金額 × 1.0 / 1,000 × 通院した日数

団体割引

ゴルフ同好会、クラブ、会社単位などで20名以上まとめてご契約いただくと、お支払いいただく保険料を割引くことができます。

加入者数	20名以上	50名以上
割引率	5%	10%
加入者数	100名以上	200名以上
割引率	15%	20%
加入者数	500名以上	1,000名以上
割引率	25%	30%



対象となるホールインワン またはアルバトロス

- アマチュアゴルファーが日本国内で行ったホールインワンまたはアルバトロス
 - 9ホール以上を有するゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドする中でのホールインワンまたはアルバトロス
 - ゴルフ場所所属のキャディを補助者として使用し(注)、1名以上のパートナー(ゴルフ場主催の公式競技会の場合は不要)と共にプレー中のホールインワンまたはアルバトロス
- (注) キャディを使用しないゴルフプレーであっても、一定の条件(右記「ホールインワンまたはアルバトロスを達成された場合は」欄の2.(2)①~③を参照)を満たす場合に限り、お支払いの対象となります。

ホールインワン・アルバトロスについてのご注意

ホールインワンまたはアルバトロスを達成された場合は

ホールインワンまたはアルバトロスを達成された場合は、所定の書類等と共に保険金請求時に次の1.~4.の書類をご提出いただけます。

1. 弊社所定の「ゴルファー保険ホールインワン・アルバトロスお祝いご請求書」
2. 次の方すべてが署名または記名押印した弊社所定の「ゴルファー保険ホールインワン・アルバトロス証明書」
 - (1) 同伴競技者(ただし、ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は不要です。)
 - (2) お客様のゴルフ競技の補助を行ったゴルフ場所所属のキャディ。ただし、次の①~③のいずれかをご準備いただける場合は、キャディによる証明は必要ありません。
 - ① ゴルフ場の使用人でお客様のホールインワン・アルバトロスの達成を目撃した者1名以上による署名または記名押印した弊社所定の「ゴルファー保険ホールインワン・アルバトロス証明書」
 - ② お客様が会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技で、お客様がホールインワン・アルバトロスの達成を目撃したその公式競技の参加者または競技委員1名以上による署名または記名押印した弊社所定の「ゴルファー保険ホールインワン・アルバトロス証明書」
 - ③ お客様のホールインワン・アルバトロスの達成を客観的に立証することができるビデオ映像等の資料
 - (3) ゴルフ場の支配人またはそれに準ずる方
3. 各費用の支払いを証明する領収書(本紙)
4. アテスト済のスコアカードその他弊社がご提出をお願いする書類

万一事故が発生したら

1. 事故の通知

万一事故が起きたときは、すみやかに取扱代理店または弊社に次の事項をご通知ください。

事故発生の日時・場所/被害者の住所・氏名/事故の状況・原因/証人がいる場合、その方の住所・氏名/損害賠償の請求を受けたときは、その内容を記載した書面

(注) ゴルフ用品の盗難の場合は、警察署への盗難の届出が必要となります。

2. 示談交渉について

この保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。万一、法律上の損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、弊社とご相談いただきながら被保険者ご自身で被害者との示談交渉をすすめていただくこととなります。なお、あらかじめ弊社の承認を得ないで被害者に対して損害賠償を認めたり、賠償金等を支払われた場合には、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
第三者賠償	国内、国外を問わずゴルフの練習、競技または指導中(これらに付随してゴルフ場またはゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)に、偶然な事故によって他人(キャディを含みます。)を死傷させ、または、財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合	1事故につき、てん補限度額を限度として、損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の防止または拡大の防止に要した費用、緊急措置に要した費用などもお支払いできる場合があります。	●保険契約者、被保険者の故意による損害賠償責任 ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●貸クラブやゴルフ場のゴルフ・カート等の他人から借りたり預かっている物に対する損害賠償責任 など
ゴルフ身体傷害	国内、国外を問わず被保険者がゴルフ場またはゴルフ練習場敷地内で、ゴルフの練習、競技または指導中(これらに付随して同敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)に急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して、下記の保険金をお支払いします。※保険金は各契約年度ごとに保険金額が限度となります。 (注イ)後遺障害保険金に死亡保険金を重ねてお支払いする場合は、ゴルフ身体傷害保険金額から既に支払った金額を差し引いて死亡保険金をお支払いします。 (注ロ)入院保険金をお支払いする期間中に対しては、通院保険金は重ねてお支払いできません。 (注ハ)平常の業務または生活に支障がない程度に治ったとき以降の通院に対しては、保険金をお支払いできません。		●故意または重大な過失によるケガ ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的見解のないもの ●脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ●地震、噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、内乱、暴動などによるケガ ●細菌性食中毒 など
死亡保険金	事故発生日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで死亡された場合	ゴルフ身体傷害保険金額(ご契約金額)の全額を法定相続人にお支払いします。	
後遺障害保険金	事故発生日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、ゴルフ身体傷害保険金額(ご契約金額)の3~100%をお支払いします。	
入院保険金	事故によるケガのため、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、入院(入院に準じた状態を含みます。)された場合	事故発生日からその日を含めて180日以内の入院日数1日につき、ゴルフ身体傷害保険金額(ご契約金額)の1,000分の1.5をお支払いします。	
通院保険金	事故によるケガのため、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、通院(往診を含みます。)された場合	事故発生日からその日を含めて180日以内の通院日数1日につき、90日を限度としてゴルフ身体傷害保険金額(ご契約金額)の1,000分の1をお支払いします。	
ゴルフ用品	国内、国外を問わずゴルフ場またはゴルフ練習場敷地内で、保険証券記載のゴルフ用品(注)に次の損害が生じた場合 ①ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に発生した場合に限ります。) ②ゴルフクラブの破損・曲損	ゴルフ用品保険金額(ご契約金額)を限度として、時価額(同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、経過年数に応じた減価を控除した額)を基準に算定した損害額を被保険者にお支払いします。 ※保険金は各契約年度ごとにゴルフ用品保険金額が限度となります。	●保険契約者、被保険者の故意または重大な過失による損害 ●ゴルフボールのみの盗難 ●置き忘れまたは紛失 ●自然の消耗または変質 など
ホールインワン・アルバトロス費用	ゴルフ場でゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成された場合。対象となるものは下記の条件をすべて満たす場合に限り、 ●アマチュアゴルファーが日本国内で達成された場合 ●9ホール以上を有するゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドする中で達成された場合 ●ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用し、1名以上のパートナー(ゴルフ場が主催または共催する公式競技会の場合は不要)と共にプレー中に達成された場合 ※詳しくは、パンフレット中面の「ホールインワン・アルバトロスについてのご注意」をご覧ください。	ホールインワン・アルバトロス費用保険金額(ご契約金額)の範囲内で、慣習として出費を余儀なくされる次の費用(実費)をお支払いします。 ●贈呈用記念品購入費用 ただし、現金、有価証券、商品券および記念品として作成した以外のプリペイドカードなどの購入費用は対象となりません。 ●祝賀会費用 ●ゴルフ場に対する記念植樹費用 ●同伴キャディに対する祝儀 ●その他慣習として負担することが適当である費用。ただし、ホールインワン・アルバトロス費用保険金額の10%を限度とします。	●ゴルフ場の経営者が、その経営するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人(臨時雇いを含みます。)が、勤務しているゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフの競技または指導を職業としている者が行ったホールインワンまたはアルバトロス ●日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス など

(注)ゴルフ用品には、ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバック類を含みます。(ただし、時計・宝石・貴金属・財布・ハンドバックなどの携行品を含みません。)
(ご注意)上記補償項目のうち、第三者賠償、ホールインワン・アルバトロス費用については、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は削減されずに保険期間満了時まで有効です。

ご契約の際のご注意

- 告知義務(ご契約締結時に保険会社に重要な事項を申し出てください) 申込書等において★印を付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時に事実を正確にお申し出ください。告知事項の内容が事実と異なる場合や事実を記載しない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。なお、この保険での告知事項は以下のとおりとなります。
●他の保険契約等の締結の有無とその内容
- 保険契約の無効について
ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効になりますのでご注意ください。
- 団体契約およびご契約者と被保険者が異なる契約について
被保険者(保険の補償を受けられる方)がご契約者と異なる契約(被保険者が複数にわたる団体契約を含みます。)については、このパンフレットの内容を必ず被保険者の方にもご説明ください。

ご契約後のご注意

1. 保険証券が、1か月以上経過しても届かない場合は、お手数ながら弊社へご照会ください。よろしくお願いいたします。
 2. ご契約者の住所などを変更された場合は取扱代理店または弊社にご連絡ください。
- 保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。
○この保険は、保険契約者が個人、小規模法人またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。ただし、その場合でも引受保険会社が経営破綻したときの保険金、解約返戻金等のお支払いは、保険業法の規定に基づき一部削減されることがあります。詳細につきましては、下記記載の弊社ホームページをご覧ください。
○弊社は、保険契約に関する個人情報、適切な契約のお引き受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供および弊社の商品の販売等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供することがあります。詳細につきましては、下記記載の弊社ホームページをご覧ください。

- 保険料お支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。
- このパンフレットは「ゴルフ保険」の概要をご紹介します。詳細は保険約款になりますが、保険金のお支払い条件・ご契約手続き・その他ご不明な点がございましたら取扱代理店または弊社にご照会ください。なお、詳しくはこの保険の「ご契約のしおり」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご覧ください。

弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領・保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接ご契約されたものとなります。

 **朝日火災海上保険株式会社**
〒101-8655 東京都千代田区神田美土代町7番地
TEL 03-3294-2111 (大代表)
ホームページアドレス <http://www.asahikasai.co.jp/>

事故受付ホットライン

事故の受付・ご相談は
 **0120-12-0555**
受付時間：平日の午前9時～午後5時
年末年始を除く

●お問い合わせ先